









































民法改正
父母の離婚後の
子の養育に関するルールが
改正されました

- 1. 父母のどちらかを養育する側によって変更可能な親権が導入されました。
- 2. 親権の行使が親権者との意思が一致することによってのみ行使できるようになりました。
- 3. 親権が変更された場合に親権者の住所が変更されました。
- 4. 養育費の支払が親権者の住所に引き継がれるようになりました。

令和8年施行予定
※ 裁判所の決定により住所変更が認められる場合があります。
※ 住所変更は住所変更申請書（様式第10号）を提出する必要があります。

法務省
https://www.mhlj.go.jp/www/0404/07_00057.html

2025年 3月 7日





